

## 「山梨県福祉プラザ4階会議室」貸出要領

令和5年5月8日  
山梨県社会福祉協議会

本会は、山梨県福祉プラザ（以下「福祉プラザ」）入館機関・団体及び県内の福祉活動団体等の活動を支援するため、次のとおり福祉プラザ4階会議室の貸出を行う。

### 1 貸出会議室（福祉プラザ4階）

- ①第1会議室（定員：30名～40名）
- ②第2会議室（定員：30名～40名）
- ③大ホール（第1会議室+第2会議室）（定員：50名～60名）

### 2 貸出対象団体（以下「対象団体」）

- ①福祉プラザ入館機関・団体及び山梨県庁各課
- ②県内の福祉活動団体等で本会会長が適当と認める内容のもの

※上記①②の団体等であっても、利用目的が福祉に関するものであり、営利を目的としない内容のものに限る。

※上記②の団体が土・日・夜間利用する場合は、①のいずれかの団体等（所管団体）が責任を持って管理できる場合に限る。

### 3 利用受付

#### (1) 4月～6月の利用

- ア) 上記2①の団体等については、1月下旬から2月中旬の間に利用希望日調査を行い3月中旬に決定する。
- イ) 上記2②の団体等については、上記ア)の日程決定後、「利用申込書兼退室確認書」（以下「申込書」）により受け付ける。

#### (2) 7月以降の利用

- ・4月1日以降、利用日の6か月前から受け付ける。（「申込書」により申し込む）

#### (3) その他

- ・早めに期日を決めなければならない特別な事情がある場合は個別に相談に応じる。

### 4 利用時間（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

#### (1) 月曜日～金曜日

- ①午前： 8時30分～12時
- ②午後： 13時～17時
- ③1日： 8時30分～17時
- ④夜間： 17時～21時（対象団体②の場合は「所管団体」の管理のもと利用可）

#### (2) 土曜日・日曜日（対象団体②の場合は「所管団体」の管理のもと利用可）

- ①午前： 9時～12時
- ②午後： 13時～17時
- ③1日： 9時～17時
- ④夜間： 17時～21時

※上記(1)(2)の貸出時間帯には準備・片付けの時間を含む。

※12時～13時の間は柔軟に対応する。

## 5 利用料金

別表「山梨県福祉プラザ4階会議室共用経費負担金一覧表」のとおりとする。

## 6 利用申込・利用方法

### (1) 利用申込

- ①対象団体は、来所又は電話より利用したい日の空き状況を確認する。
- ②利用可能な場合は、「申込書」を県社協（以下「総務企画課」）へ提出する。  
(FAX可)
- ③総務企画課は、提出のあった「申込書」の内容を確認し、受付印を押印後、「利用時の留意事項」と併せて対象団体へ返送（手渡し・FAX）する。  
(手渡しの場合は申請書を1部コピーし原本と留意事項を渡す)
- ④対象団体は、土・日に利用する場合は、利用日の前日（17時）までに総務企画課へ会議室の鍵を受け取りに来所する。

### (2) 利用方法

#### (ア) 平日利用の場合

- ①対象団体は受付印が押された「申込書」を総務企画課へ提示する。
- ②総務企画課は利用日等を確認し、留意事項等を説明する。  
特に初めて利用する団体の場合は、音響設備、マイク等の使用方法を説明する。
- ③利用終了後、対象団体は会議室を原状回復し、「申込書」に記載の「退出時のチェック事項」を確認（チェック）し総務企画課へ提出する。
- ④夜間利用の場合は、翌日（翌日が休日の場合は翌平日）に提出する。  
併せて会議室の鍵を返却する。（対象団体②の場合は所管団体が提出・返却する）

#### (イ) 土・日利用の場合

※初めて利用する団体は、利用日前日までに音響設備等の利用方法について、総務企画課の説明を受けることとする。

- ①利用終了後、対象団体は会議室を原状回復し、「申込書」に記載の「退出時のチェック事項」を確認（チェック）し、会議室の鍵とともに週明けに総務企画課に返却する。なお、利用は17時までとする。（時間厳守）（対象団体②の場合は所管団体が提出・返却する）

## 7 利用料金の請求・支払い

- ①利用月の翌月に対象団体あて「納入依頼通知」を送付するので、対象団体は同通知の内容を確認のうえ指定口座へ振り込むものとする。この場合の領収書は、振込依頼書の写をもって代える。
- ②利用料金の前納も可とする。前納の場合は領収書を発行する。
- ③利用をキャンセルする場合は、連絡があった場合に限りキャンセルは無料とする。無連絡の場合は通常の利用料金を請求し徴収する。

## 8 その他

感染症等の感染防止やその他の事情等により利用を制限する事態が生じた場合は、「利用許可条件」を別途作成し、遵守できる団体にのみに貸出を許可する。

別表

※山梨県福祉プラザ4階会議室共用経費負担金一覧表

(R2.7.1現在)

会議室名	収容人員	利用日	午前	午後 (夜間含む)	1日 (夜間含む)
第1会議室	約30～ 40人	6月～3月	1,000	1,300	2,550
		4月～5月	800	1,100	2,100
第2会議室	約30～ 40人	6月～3月	1,000	1,300	2,550
		4月～5月	800	1,100	2,100
大ホール	約50～ 60人	6月～3月	2,000	2,600	5,100
		4月～5月	1,600	2,200	4,200

- ・午前： 8：30～12：00（土日祝日は9：00～）
- ・午後：13：00～17：00
- ・夜間：17：00～21：00
- ・1日： 8：30～17：00（21：00）

※上記時間帯には準備・片付け、利用後の書類の提出及び会議室の鍵の返却時間を含む。